

簡易裁判所で民事トラブル解決 ～4つの手続き～

・友達が貸したお金を返してくれない
・バイト代を払ってもらえない
・隣の犬が毎晩ほえて眠れないなど...



簡易裁判所の民事手続には、民事訴訟、民事調停、支払督促などがあり内容に応じた手続を選択できます。

また、はじめての人でも気軽に裁判所を利用できるように、手続に関する相談や説明を行ったり、書き込むだけで簡単に提出書類が作成できる「定型訴状」や「定型調停申立書」を設置したりしています。

1 通常訴訟手続

原則として140万円までの請求について、判決による終局的な解決を図る手続です。当事者間の折り合いがつけば、和解により解決される場合もあります。



2 少額訴訟手続

60万円までの金銭の請求に限り、原則として1回の審理で終了する訴訟手続です。分割払や支払猶予を認める判決がされる場合もあります。
※1回で終了できない複雑な事案には、少額訴訟手続は向いていません。



3 民事調停手続

裁判官と一般市民から選ばれた2人以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、話し合いによる解決を図る手続です。非公開の手続きで、申立手数料は訴訟手続の半額です。



4 支払督促手続

金銭等の支払いを求める請求について、裁判所へ出頭することなく、書類の審査のみで、迅速に解決を図る手続です。証拠の提出が不要で、申立手数料は訴訟手続の半額です。
※債務者から異議申立がなされると、通常訴訟手続に移行します。



詳しくは、裁判所ホームページをご覧ください。
申立書などの書式もダウンロードできます。

URL <https://www.courts.go.jp/>

簡裁 Q&A

検索

問合先 津地方裁判所事務局
総務課庶務係
(☎059-226-4172)



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月			テニス
火			バドミントン
水		卓球、	バスケットボール
木		バドミントン、	ハンドボール
金		バスケットボール、	バドミントン
土		ソフトバレー	卓球、バドミントン
日			卓球、バドミントン
			バスケットボール

個人使用デー 3月8日(月)～12日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月			卓球、バドミントン
火		卓球、	バドミントン、
水		バドミントン、	バスケットボール、
木		バスケットボール、	ソフトバレー、
金		ニュースポーツ、	バレーボール
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール
			卓球、バドミントン

個人使用デー 3月15日(月)～19日(金)

<施設利用時間>

午前	9:00～12:30(12:00)
午後	13:00～17:30(17:00)
夜間	18:00～21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円(200円)
中学生以下	50円(無料)

※()は関B & G海洋センターのプール

●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。